

区画整理ニュース

発行 日高市 都市整備部 市街地整備課 区画整理担当
住所 〒350-1292 日高市大字南平沢1020番地 市役所3階
電話番号 042-989-2111 (市役所代表番号)
E-mail Link@city.hidaka.lg.jp (日高市 電子メールアドレス)

日頃、土地区画整理事業の推進につきましてご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

仮換地の分割（従前地分筆）について

武蔵高萩駅北土地区画整理事業では、施行区域内の全ての土地の位置、形状、面積等を令和3年度から令和4年度にかけて実施した出来形確認測量によって確定したため、その成果を反映させた換地計画書（案）を作成しました。

今後、この換地計画書を基に現地確認を含め埼玉県との事前協議を12月末までに完了させ、2月から3月にかけて関係地権者等への個別説明会を開催、令和6年4月に換地計画を縦覧、その結果を踏まえ認可申請を行った後、換地処分のお知らせといったスケジュールを進める予定です。

そこで、以前にも区画整理ニュースでお知らせをいたしました、仮換地を分割する件につきましては、今後こうした行為が行われますと当初の仮換地の面積等に変更が生じてしまい、換地計画書を修正した上でこれまで進めていた県との協議等のやり直しを余儀なくされてしまいます。

施行者としては、こうした事態による事業の更なる長期化は極力避け早期完了を図るため、大変恐縮でございますが、ここで仮換地の分割の受付を終了させていただきます。

土地活用に制限を課すことになり多くの皆さんには、多大なご不便、ご迷惑をおかけしますが、何卒ご理解、ご協力の程よろしくお願い申し上げます。

なお、換地処分の翌日から法務局で行う登記事務が完了した以降は、個人による分割申請が可能となりますので、その時期につきましては、改めてお知らせいたします。

相続等、やむを得ない事情が発生した場合、ご相談いただくことは可能ですが、ご希望に添えない場合もございますので、ご承知おき願います。

【今後の予定】

- ・ 事業計画変更（第8回：最終）：令和5年11月
- ・ 個別説明会：令和6年 2月～ 3月（資料は個別に郵送します。）
- ・ 換地計画縦覧：令和6年 5月（2週間）
- ・ 換地処分：令和6年10月
- ・ 登記完了予定：令和7年 2月（換地処分の約3か月後）